

条 例 議 案 の 概 要

—令和元年9月臨時会—

目 次

議案第 93 号 専決処分につき承認を求めることについて · · · · · · · · · · · · · · · · · 1

(盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例)

議案第 93 号

専決処分につき承認を求めることについて（盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例）

1 改正の趣旨

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整備をしたものである。

2 改正の内容

今回の法令の改正により新設された、償還金の支払猶予及び支払を猶予する等の際の報告等について、法及び政令の引用条項を追加し、及び削除したもの。

3 施行期日

令和元年 8 月 1 日

盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 改正 略 令和元年8月1日条例第11号 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等) 第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等については、法第4条、第5条（法第9条において準用する場合を含む。）、第10条第3項、第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第7条第3項及び第4項、第8条並びに第9条に定めるところによる。 第9条及び第10条 略 附 則 略 附 則（令和元年条例第11号） この条例は、公布の日から施行する。	○盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 昭和49年12月28日条例第55号 改正 略 盛岡市災害弔慰金の支給等に関する条例 第1条から第7条まで 略 (災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等) 第8条 第3条から前条までに規定するもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け及び償還等については、法第4条、第5条（法第9条において準用する場合を含む。）、第10条第3項並びに第13条第1項並びに令第7条第3項及び第4項並びに第8条から第10条までに定めるところによる。 第9条及び第10条 略 附 則 略